

# 国民健康保険税のお知らせ

## 税率等を改正

町では、医療費等の見込み額の決定に伴い、国民健康保険税を加入者の皆さんに公平に負担していただくことや、新型コロナウイルス感染症拡大の影響による受診控えの解消により、医療費が増加傾向にあることを踏まえ、税率を改正することとしました。詳細は下表のとおりです。

なお、令和4年度国民健康保険税納税通知書は7月15日(金)に発送予定です。

## 課税限度額の引き上げ

国民健康保険税は、医療保険分、後期高齢者医療支援金分、介護保険分の3つの課税区分の合計額により、税額が決定されますが、医療保険分が65万円(現行63万円)、後期高齢者医療支援金分が20万円(現行19万円)に限度額が引き上げられます。介護分(現行17万円)については、

課税限度額の引き上げは行いません。

## 未就学児への軽減

令和4年度より子育て世帯への経済的負担軽減の観点から、未就学児にかかる均等割額を2分の1に軽減します。(未就学児とは、該当年度において、6歳に達する以後の最初の3月31日までの間にあ

## 今後の税率について

現在の国民健康保険事業は、平成30年に制度改正が行われ、県が財政運営の責任主体となり、国民健康保険事業を実施しています。「福島県国民健康保険運営方針」では、県内どこに居住しても同じ所得であれば同じ保険料(税)とすべきという考えのもと、令和11年度に県内における国民健康保険税を統一化することとしています。

る方を指します)

## 口座振替の原則化

国民健康保険税の納付は口座振替を原則としています。口座振替は、納付の手間が省け、納め忘れもなく安心です。納税通知書に町税等口座振替依頼書(白いはがき)が同封されている方は、記入の上、返信をお願いします。

令和3年度における町の保険税の水準は県内でも下位に位置し、県が示す保険税統一化の目安となる標準税率との差が生じているため、統一化時においては保険税が上昇する見通しとなっています。町では、保険税の統一化時における急激な保険税の増加を避ける観点から、令和4年度は税率を改正しました。今後、県で示す標準税率を見据え、段階的に改正を実施する見込みですので、ご理解とご協力をお願いします。

【令和3・4年度の国民健康保険税】 ※介護分は40歳以上65歳未満の方のみ。

区分	医療分		後期高齢者支援金分		介護分	
	令和3年度	令和4年度	令和3年度	令和4年度	令和3年度	令和4年度
所得割	5.5%	6.27%	2.2%	2.25%	1.9%	1.99%
均等割	18,400円	20,700円	6,400円	7,000円	8,300円	8,900円
平等割	13,400円	15,000円	5,400円	5,600円	4,200円	4,500円
課税の限度額	63万円	65万円	19万円	20万円	17万円	17万円

● 高齢受給者証  
● 後期高齢者被保険者証  
を更新します

国民健康保険に加入されている70歳～74歳の方に交付している「高齢受給者証」及び後期高齢者医療保険に加入されている75歳以上の方に交付している「後期高齢者医療被保険者証」が8月1日に更新となることから、新しい受給者証または被保険者証を7月下旬に郵送します。

8月1日以降に医療機関等を受診するときには、必ず新しい受給者証、被保険者証を提示してください。

なお、有効期限切れとなった受給者証、被保険者証は、税務町民課の窓口までお持ちください。

## 【注意】

後期高齢者医療被保険者証に関して、令和4年度は窓口負担割合の見直しがあるため、有効期間が9月30日までとなっています。10月から使える被保険者証は、9月下旬に改めて交付します。

# 介護保険料のお知らせ

町が徴収する65歳以上の方(第1号被保険者)の介護保険料についてお知らせします。介護保険制度は、国・県・町が負担する公費と、皆さんが納付する介護保険料を財源として運営されています。介護保険料は、3年毎に計画を見直し、基準額が決められます。令和4年度は第8期(令

和3～5年度)保険料です。被保険者及びその世帯の町民税の課税状況、また被保険者の収入・所得状況によって段階別に設定されています。各段階の対象者と保険料(年額)については下の表をご覧ください。7月中旬頃に保険料決定通知書を送付しますのでご確認ください。

## 【介護保険料は何歳から納めるの?】

介護保険料は満40歳から徴収が始まり、生涯を通じて納めます。満40歳から満64歳までの方(第2号被保険者)の保険料は、加入している医療保険の保険料に上乗せして徴収されています。満65歳以上の方の介護保険料は市区町村が徴収しています。

## 【介護保険料の納め方】

介護保険料の納め方は、特別徴収と普通徴収の2種類です。

### ●特別徴収

年金が年額18万円以上の方は、介護保険料の年額を6回に分けて年金から引き落とします。

ただし、年度途中で資格取得された方(65歳になられた方や転入された方等)は、年金が年額18万円以上であっても特別徴収の手続が完了するまでの間は、普通徴収となります。

●普通徴収：年金が年額18万円未満の方は、窓口納付か口座振替によりします。

次のいずれかの方法で介護保険料の年額を8回に分けて毎月納付していただきます。

- ①町が送付する納付書(納入通知書)により、役場・各金融機関の窓口やコンビニエンスストアで納付する方法
- ②銀行等の金融機関口座から介護保険料を引き落とす方法

段階	対象者	割合	保険料(年額)
1	本人及び世帯全員が町民税非課税で、合計所得金額と課税年金収入金額との合計が80万円以下である方	基準額×0.30	22,680円
2	本人及び世帯全員が町民税非課税で、合計所得金額と課税年金収入金額との合計が120万円以下である方	基準額×0.50	37,800円
3	本人及び世帯全員が町民税非課税で、第2段階以外の方	基準額×0.70	52,920円
4	町民税課税世帯で本人が町民税非課税の方で、合計所得金額と課税年金収入金額との合計が80万円以下である方	基準額×0.90	68,040円
5	町民税課税世帯で本人が町民税非課税の方で、第4段階以外の方	1.00(基準額)	75,600円
6	本人が町民税課税者で、合計所得金額が120万円未満の方	基準額×1.20	90,720円
7	本人が町民税課税者で、合計所得金額が120万円以上210万円未満の方	基準額×1.30	98,280円
8	本人が町民税課税者で、合計所得金額が210万円以上320万円未満の方	基準額×1.50	113,400円
9	本人が町民税課税者で、合計所得金額が320万円以上の方	基準額×1.70	128,520円

## 介護サービス利用希望の方へ

～利用までの流れ～

### ①申請

福祉子ども課の窓口において申請が必要となります。

●対象者：65歳以上及び40歳以上65歳未満の特定疾病の方

### ②認定調査

調査員が訪問し、本人と家族から聞き取り調査を行います。併せて、かかりつけの医療機関で主治医意見書を作成してもらいます。

### ③審査・判定

認定調査の結果と主治医意見書をもとに「介護認定審査会」で審査し、介護がどのくらい必要か判定されます。審査結果については、原則として申請から30日以内に通知します。

### ④介護サービス計画

審査の結果、要支援の方は地域包括支援センターに、要介護の方は居宅介護支援事業所に依頼し、介護サービス計画(ケアプラン)を作成後サービス利用を開始します。

### 【その他】

利用者負担は原則として費用の1～3割です。

●問い合わせ先 福祉子ども課 ☎62-2210

●問い合わせ先 国民健康保険税に関すること … 税務町民課税務グループ ☎62-2114

高齢受給者証・後期高齢者被保険者証に関すること … 同町民グループ ☎62-2112